

評議員・理事・監事
報酬規程

社会福祉法人タービュランス福祉会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、理事・評議員・監事の報酬について必要な事項を定める。

(報酬の種類と金額)

第2条 会議の出席1回につき、3,000円を支給する。

2 理事・評議員・監事が法人行事、評議員会、理事会以外の会議等に出席したときは、次の時間により、報酬を支給する。

1～3時間未満 3,000円

3～6時間未満 6,000円

6～8時間未満 8,000円

但し、8時間以上のときは、8,000円に相当の時間額を加算する。

(改正)

第3条 この規則の改正は、評議員会の決議により行う。

付 則 この規程は、平成29年4月1日から適用する。